当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第十七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第十四条**　この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。	**附　則** **第十四条**　この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附　則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービス等基準第二百二十三条第一項の改正規定、第四条中指定障害者支援施設基準附則第七条第三項、第八条第二項から第六項まで及び第十三条の二から第十四条までの改正規定、第八条中障害者支援施設等基準附則第五条の二、第七条第三項、第八条第二項から第五項まで、第十三条の二及び第十四条の改正規定、第九条中児童福祉法施行規則第十八条の四の改正規定、第十条中設備運営基準第六十三条第四項の改正規定、第十一条中指定通所支援基準第五条第五項、第六条第七項、第六十六条第五項及び第八十条第一項の改正規定並びに第十七条は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒薬 有機薬品及びその製剤 一～七の二十六　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒薬 有機薬品及びその製剤 一～七の二十六　（略）
七の二十七　デニロイキン　ジフチトクス及びその製剤。ただし、一バイアル中デニロイキン　ジフチトクスとして三〇〇㎍以下を含有するものを除く。	七の二十七～七の三十一　（略）
七の二十八～七の三十二　（略）	八～十七　（略）
八～十七　（略）	劇薬
劇薬	有機薬品及びその製剤
有機薬品及びその製剤	一～五の七　（略）
一～五の七　（略）	（新設）
五の八　アダリムマブ（遺伝子組換え）［アダリムマブ後続三］及びその製剤	五の八～五の六十九　（略）
五の九～五の七十　（略）	六～十一の三　（略）
六～十一の三　（略）	（新設）
十一の四　イネビリズマブ及びその製剤	十一の四～十一の八　（略）
十一の五～十一の九　（略）	（新設）
十一の十　インスリン　アスパルト（遺伝子組換え）［インスリン　アスパルト後続一］及びその製剤	十一の九～十一の三十四　（略）
十一の十一～十一の三十六　（略）	十二～三十六の三十　（略）
十二～三十六の三十　（略）	三十六の三十一　二―（二・六―ジクロルアニリノ）―フエニル酢酸（別名ジクロフエナク）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
三十六の三十一　二―（二・六―ジクロルアニリノ）―フエニル酢酸（別名ジクロフエナク）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	(1)～(3)　（略）
(1)～(3)　（略）	(4)　一枚中二―（二・六―ジクロルアニリノ）―フエニル酢酸として七十五㎎以下を含有する貼付剤
(4)　一枚中二―（二・六―ジクロルアニリノ）―フエニル酢酸として七十五㎎以下を含有する貼付剤	（新設）
三十六の三十二～三十六の三十七　（略）	三十六の三十二～三十六の三十七　（略）
三十六の三十八　二―（二―［（二・六―ジクロロフエニル）アミノ］フエニル）アセチルオキシ）エタンアミンで部分的にアミド化されたヒアルロン酸ナトリウム（別名ジクロフエナクエタルヒアルロン酸ナトリウム）及びそ	（新設）